

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新見市長 石田 實

市町村名 (市町村コード)	新見市 (33210)	
地域名 (地域内農業集落名)	草間・豊永地域 (湯川・小中・馬繋・大原・東村・草中・草西・老能・谷合・岩中・宮原・松仁子・広石・井倉野・羽代・姫原・足見西・足見東・下野・土中・土上・新屋原・岩本・佐伏・国寄・森国・蔵内・有立津・三久・羽尾・赤馬・川筋・国木・正山・矢中・中村・宇山・寺内・湯川・西尾・三尾)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 5 月 27 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の高齢化に直面しているものの、後継者及び担い手の確保がなされ、幸いにして10年後の農地利用はおおむね現況のまま維持できていると考えられる。しかしながら、利便性の悪い圃場の遊休農地化を防ぐため、地域で取り組める新たな作物や栽培の方法の検討は必要であるとする。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業の人手は不足しているが、畑地での果樹栽培や野菜の園芸が盛んである。既存の担い手や後継者に農地を集積させていくとともに、新規就農者の受け入れ等も積極的に実施し、農地が有効に活用されるようにする。
- ・鳥獣対策に取り組む。
- ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる協力体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	645.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	645.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
リタイヤや規模縮小する農業者の農地は、事前に話し合いなどにより担い手への集積計画を作成するなど、耕作放棄地の発生防止を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
畑作地帯のため、規模拡大や流動化には限界があるが、今後、リタイヤする農業者の優良農地を農地中間管理機構を通じ中心経営体(担い手)に集積できるよう話し合いなどを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状での予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村と連携し、地域内外からの就農者を積極的に受け入れるとともに、農地・住宅等の斡旋、栽培技術相談等の永続的な取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図るためや、遊休農地発生防止のための維持管理等は必要に応じて農業生産法人等へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣防護策を設置及び維持管理し、安心して農業のできる地域を作る。